

九都県市における青少年向け携帯電話端末等推奨マーク使用要領

(目的)

第1 この要領は、九都県市が推奨した携帯電話端末等及び携帯電話端末等において利用可能な機能について、九都県市における青少年向け携帯電話端末等推奨マーク（以下「推奨マーク」という。）を使用する場合の取扱いに關し、必要な事項を定めるものである。

(使用できる者)

第2 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も推奨マークを使用することができる。

- 一 九都県市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- 二 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- 三 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- 四 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- 五 その他、その使用が著しく不適当であるとき。

(使用上の遵守事項)

第3 推奨マークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 使用するデザインは別記に掲げるとおりとする。
- 二 定められた色、形等を正しく使用し、デザインなどの改変など、応用使用はしないこと。なお、九都県市携帯電話等推奨マークの普及に向け必要な説明等を付記することを妨げるものではない。

(違反等に対する取扱い)

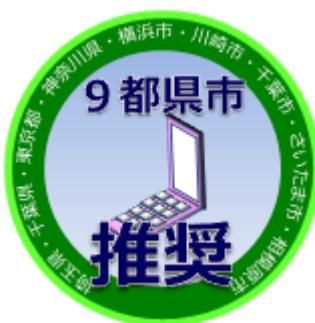
第4 推奨マークを使用している者が第3に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要領に違反したときは、九都県市青少年行政主管課長会議の座長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。

2 前項に定める請求等を行ったことにより、使用者に損害が生じても、九都県市はその責めを負わない。

(その他)

第5 この要領に定めのない推奨マークに関する事項については、必要に応じて九都県市青少年行政主管課長会議で協議して決定することとする。

(別記) 九都県市携帯電話等推奨マーク



附 則

この要領は、平成23年11月8日から施行する。